

社会福祉法等の改正反対に関する意見書（案）

介護、保育、障害者等に関する社会福祉事業を非営利で担う社会福祉法人の在り方を変える社会福祉法等の改正案が、現在、参議院で継続審査となっている。本法案は、社会福祉法人が多額の内部留保を有しているという議論を背景に、同法人に対し、無料又は低額な料金で福祉サービスを地域公益活動として提供することを責務として新たに規定している。併せて、現在実施している事業について、必要な額以上の内部留保を有するとみなした社会福祉法人に対し、社会福祉事業等を新たに実施又は拡充する計画を策定することを義務付けている。

しかし、多くの社会福祉法人には、新たな事業を行う人的・財政的な余裕はない。また、社会福祉法人制度における内部留保の定義や算出方法は確立されておらず、経営実態を踏まえずに必要以上の内部留保を有すると決めつけ、新たな福祉サービスの実施を求めることは、多くの社会福祉法人を更なる経営難に追い込むものである。その結果、従来から実施している事業内容の質を低下させるおそれがある。

そもそも、社会福祉法人が地域公益活動として行うとされている生活上の支援を必要とする者への支援は、本来、行政の責任で行うべきものであるが、国は逆に、公的福祉を縮小し生活困窮者を増加させている。政府の政策によって生じた生活困窮者への支援を、社会福祉法人に押し付けることは、国の責任放棄にほかならない。

さらに、本法案には、障害福祉サービスに係る社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の廃止も規定されている。これは現在でも低い福祉施設職員等の待遇を更に悪化させ、人材確保の困難さに拍車を掛けるものである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、社会福祉法等の改正案を廃案とするよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。